LO 東近江市文化財保存活用地域計画【滋賀県】

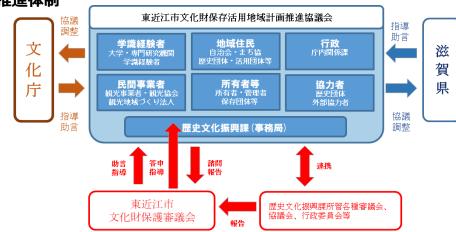


▲ 指定等文化財件数

指定等文化財は、423件 未指定文化財は、4,894件把握

	種	別	国 指定	国 選定	国 選択	国 登録	県 指定	県 選択	市指定	合計
有形文化財	建造物		13	-	-	101	12	-	40	166
	美術工芸	絵画	5	-	-	0	2	-	19	26
		彫刻	23	-	-	0	4	-	69	96
		工芸品	6	-	-	0	0	-	31	37
		書籍・典籍	6	-	-	0	8	-	13	27
		古文書	2	-	-	0	1	-	5	8
		考古資料	1	-	-	0	1	-	6	8
		歴史資料	0	-	-	0	0	-	2	2
無形文化財			0	-	0	0	0	0	2	2
民俗文化財		有形の民俗文化財	0	-	0	0	3	0	1	4
		無形の民俗文化財	1	-	2	0	0	7	5	15
記念物 名勝		史跡	6	-	-	0	9	-	6	21
		名勝	0	-	-	0	0	-	4	4
		天然記念物	2	-	-	1	0	-	2	5
文化的景観			-	1	-	-	-	-	-	1
伝統的建造物群			-	1	-	-	-	-	-	1
総計			65	2	2	102	40	7	205	423

🔪 推進体制



▲ 歴史文化の特性

鈴鹿の山々から琵琶湖へと広がる東近江市では、それぞれの環境に適応した生活文化が形成されてきました。人びとの営みは、旧石器時代にはじまり、長い時間をかけて歴史文化、伝統文化へと昇華し、現在に引き継がれています。

鈴鹿の森と水に育まれた暮らしの文化

森で生まれた一滴の雫は河川となり、流域の田畑を潤しながら琵琶湖へと注ぐ。山間部では、棚田をつくり、扇状地では溜池を掘り、下流域では溝田をつくり、稲作が行われた。このように、森が生み出す恩恵と森から生まれた水を巧みに使いこなす生活文化こそ、本市の歴史文化の特性と言える。

街道がもたらしたひと・もの・ことをつなぐ往来の文化

市域には、古代東山道をはじめ、中世、鈴鹿越えに使われた八風街道や千草街道、近世の御代参街道や朝鮮人街道が走り、絶えず「ひと・もの・こと」が行き交い、政治や経済、文化に大きな影響を与えてきた。古代から続く「ひと・もの・こと」をつなぐ往来の文化は、本市の歴史文化の特性となっている。

多様で重層的な信仰と豊穣・安寧を願う祈りの文化

神社仏閣やこれらを支える宗教組織として檀信徒や宮座、講等の信仰の組織が重層的に引き継がれ、村落住民を強く結び付けることで、今につながる近江の惣村自治の文化が育まれてきた。多様な信仰と豊饒・安寧を祈る文化こそ本市の歴史文化の特性である。

時代を拓くものづくりの文化

本市では木地師の轆轤技術や鋳物師の鋳造技術が確立され、堀井新治郎父子によって謄写版による印刷技術が開発されるなど、様々なものづくりが行われてきた。時代を切り拓くものづくりの文化は、本市の特性の1つである

文化財を生かしたうるおいとにぎわいのまち

課題

調査に関する課題

- ・文化財全般の調査方針が定まっていない
- ・地区によって調査・把握できていない 文化財がある
- ・指定等文化財の現況確認ができていな い

保存管理に関する課題

- ・指定等文化財全体の保存管理が十分でない
- ・文化財を保存・管理する環境が整っていない
- ・文化財所有者の保存管理面での負担が 大きく、保存措置が十分でない

活用に関する課題

- ・文化財を十分に生かしきれていない
- ・子どもや高齢者を対象とした活用事業が少ない など

ひとづくりに関する課題

- ・高齢化や人口減少により文化財が消失 の危機に瀕している
- ・文化財の保存・活用を支える人材が少ない
- ・主体的に活動できる文化財保存活用団 体が少ない

組織・体制に関する課題

- ・文化財の適切な保存・活用ができていない
- ・文化財の保存・活用に関わる人や組織 の連携が図れていない
- ・文化財所有者の経済的負担が大きい

情報発信に関する課題

- ・文化財に関する情報発信が十分でない
- ・情報発信の手段が限定的で多様性がない

基本目標・方針

文化財の把握と掘り起こし

地域や類型ごとの不均衡を均し、文化財の掘り起こしとその価値の把握に努める。

【方針】

・文化財類型や地域バランスを考慮した調査計 画を作成する など

地域住民による文化財の保存・継承

文化財所有者・継承者の負担を軽減し、地域全体で 保存・継承に取り組んでいけるよう、環境整備や仕組 みづくりに取り組む。

【方針】

- ・文化財を保存する周辺環境の整備を進める
- ・文化財所有者、担い手等への継承支援を強化する など

連携・協働による活用の推進

多様な人びとが関わることができるよう、各種団体 と連携・協働しながら文化財の適切かつ積極的な活用 を図る。

【方針】

- ・文化財の更なる活用を図る
- ・ボランティアガイド、サポーター等の人材を 育てる など

文化財を生かしたまちづくりの実践

歴史文化に触れる機会や文化財に関する情報を提供 するとともに、文化財を生かしたまちづくり活動を支 援する。

【方針】

・多彩な手法を用い、文化財に関する情報を提供する など

主な取組の例

I-001 文化財指定候補リスト及び調査計画の作成

文化財データベースを基に文化財指定候補リストを作成し、種別、地区、文化財のおかれた状況等を考慮した調査計画を立案する。

■行政、専門家、所有者、地域 ■ R6~12

Ⅱ-001 文化財保存活用計画の策定

既存の文化財保存活用計画(保存管理計画)を改定するとともに、個別の指定等文化財(史跡百済寺境内、五個荘金堂重要伝統的建造物群保存地区等)についても保存活用計画を策定し、文化財の適切な保存と活用を図る。

- ■行政、専門家、所有者、地域、民間、市民団体
- R6~12

Ⅲ-001 特別史跡安土城跡の公開活用の推進

市境に位置する特別史跡安土城跡を、管理団体である 滋賀県と隣接する近江八幡市と連携して整備し、安土城 跡の公開・活用を推進する。

- ■行政、専門家、所有者、地域、民間、市民団体
- R6~12

Ⅲ-015 ボランティアガイド育成

博物館の展示解説や、観光で訪れた来訪者へ文化財の 解説をするボランティアガイドの育成に努める。

- ■行政、地域、市民団体、所有者、民間、専門家
- R6~12

IV-008 文化情報発信の充実

本市の多種多様な文化財を広く周知・公開できるよう、ホームページやSNS等を活用した情報発信を充実する。 ■行政、所有者 ■ R6~12

重点

重点

重点

重点

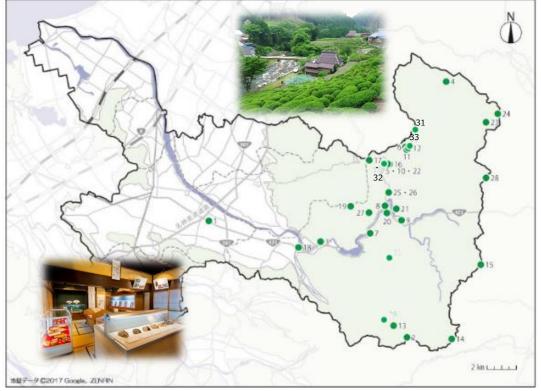
10 東近江市文化財保存活用地域計画 【滋賀県】

▲ 文化財の一体的・総合的な保存と活用 関連文化財群

惟喬親王伝承と山の文化ストーリー

東近江市には、惟喬親王にまつわる寺社や伝承が数多く残されています。大皇器地祖神社 や筒井神社では惟喬親王を祭神として祀り、親王が考案したとされる轆轤による木地師の伝 統が継承されています。

また、かつて鉱業が盛んで、君ヶ畑をはじめ、政所、蛭谷、箕川、九居瀬、黄和田には多くの鉱山がありました。佐目町には愛知川原の石を拾い、口から炎を出して石に吹きかけ、あばれ牛に投げ付けて追い払った左一眼の童子の伝承が残ります。童子の一連の動作は鉱石の製錬工程を連想させ、一眼は長年炎を見続ける鍛冶工の職業病といわれています。さらに、佐目町の若宮八幡神社境内社の塔尾金社には鉱山の神である金山姫命を祀っています。



3永源寺本堂(建造物) 5大岩助左衛門日記(有形の民俗文化財) 6大皇器地祖神社本殿(建造物) 7大瀧神社本殿(建造物)8奥永源寺地区の山村景観(文化的景観) 9春日神社本殿(建造物) 10帰雲庵本堂(建造物) 11木地屋氏子狩帳(有形の民俗文化財)12金龍寺(高松御所)本堂(建造物) 13甲津畑の鉱山(遺跡) 16筒井神社本殿(建造物) 17筒井千軒跡(遺跡) 18歳苗神社本殿(建造物)20八幡神社本殿(建造物) 21-1日枝神社の大般若経(書跡・典籍) 21-2日枝神社のチンづくり(無形の民俗文化財) 22本地屋氏子狩帳(有形の民俗文化財) 23蛇谷銀山(遺跡) 25政所茶の茶畑景観(文化的景観) 26政所の能面と能装束、裂(有形文化財) 27政所蓬谷鉱山(遺跡) 32軽谷の能面(美術工芸品) 33君ヶ畑の能面と能装束(美術工芸品)

▲ 関連文化財群に関する現状・課題

- ・集落の高齢化率が高く、人口減少が進展している
- ・継承されてきた文化財が地域とともに消滅の危機に瀕している
- ・伝統文化や歴史文化を活用し、交流人口の増加や関係人口の増加に つなげる取組が進められている

▲ 関連文化財群に関する方針

- ・地域の文化財を地域住民が理解し、守り伝える体制を作る
- ・地域の文化財を地域で保存し継承する
- ・地域の伝統文化・歴史文化を活かした住民主体の取組を継続する
- ・伝統文化・歴史文化の取組に関わる人口を増やす

▲ 関連文化財群に関する主な措置

関-001 森の文化の総合情報発信拠点づくり



鈴鹿山脈の集落に引き継がれている森の文化等(林業技術、木地師文化、政所茶生産等)の記録や資料を保存し、文化財として活用するとともに、これらの価値を発信する拠点を整備する。

■行政、市民・団体、所有者等、地域、民間、専門家

■R6~10

関-002 文化財保存活用団体の組織化支援

地域住民が主体的に文化財の保存、活用に取り組む組織作りを支援する。

■行政、市民・団体、所有者等、地域、民間、専門家■

■R6~12

関-003 地域住民活動拠点の整備

文化財の保存、公開、活用等を行う住民活動拠点施設の整備及び充実の支援を行う。

■行政、所有者等、地域、民間、市民・団体、専門家 ■R6~12

関-004 文化財を活用した地域活動支援

住民活動拠点施設における伝統文化の継承や文化財の保存・活用を目的とした活動(ガイドや体験事業等)について、活動補助や技術的支援を行う。

■行政、所有者等、市民・団体、地域、専門家、民間 ■R6~12

関-005 観光事業での文化財の公開活用の取組支援

観光部局との連携により、民間団体や観光事業者等が企画する観光ツアーを地域と協働で造成し、交流や関係人口の増加につなげる。

■行政、専門家、所有者等、地域、市民・団体、民間 ■R

10 東近江市文化財保存活用地域計画 【滋賀県】